

地方独立行政法人秋田県立病院機構への財産の出資等について

医務薬事課

1 普通財産の出資及び譲与について

(1) 出資及び譲与の目的

地方独立行政法人秋田県立病院機構が脳血管研究センターにおける脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制の整備のために増築棟を建設するに当たり、隣接する県有地について駐車場用地として使用する必要性が生じたため、地方独立行政法人法第6条第1項の規定に基づき、当該法人が有する必要がある財産的基礎として出資することとする。

また、当該土地に定着する旧衛生看護学院の建物等については、土地の利用計画上解体予定であり、増築工事と一体的に解体工事を行う必要があることから、譲与するものとする。

(2) 出資及び譲与財産の内訳

①出資財産

区分	所在地	数量	価額
土地	秋田市千秋久保田町4番163、4番172	5,155.40 m ²	190,000,000円

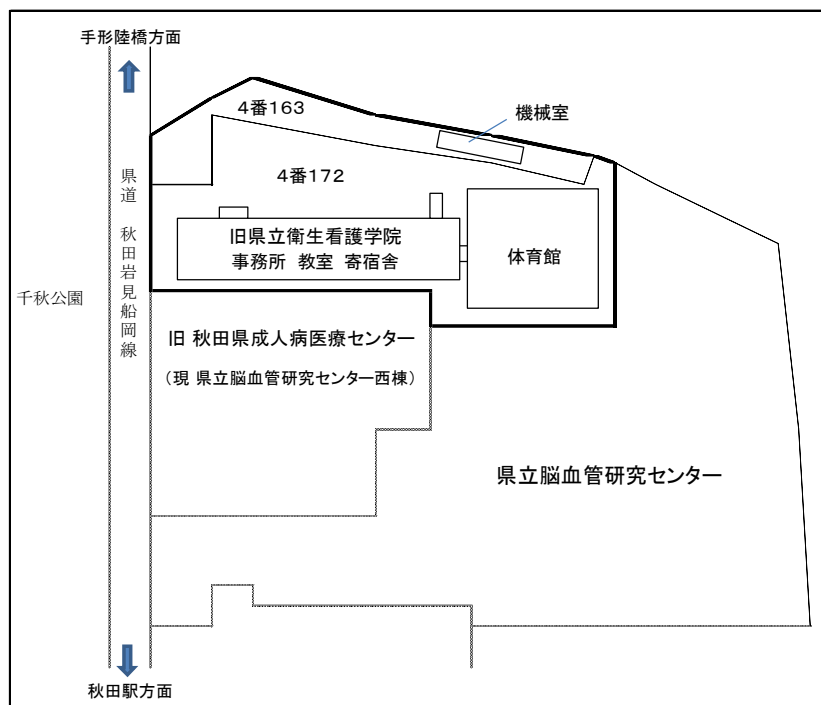
②譲与財産

区分	所在地	用途	数量	価額
建物	秋田市千秋久保田町4番地163、4番地172	事務所教室寄宿舍	4,900.13 m ²	1,063,001円
		体育館	832.19 m ²	38,508,000円
		機械室	110.40 m ²	2,087,000円
立木	同上		一式	32,000円
工作物	同上	ボイラー、貯槽等	一式	4,390,003円

(3) 出資及び譲与日

地方独立行政法人秋田県立病院機構定款の変更について総務大臣の認可のあった日と同日

【参考】位置図



2 地方独立行政法人秋田県立病院機構定款の変更について

(1) 変更理由等

出資する土地は、病院機構において資本金として計上されるため、地方独立行政法人第8条第1項第9号の規定に基づき、定款の変更を要する。

なお、定款の変更に当たっては、同法第8条第2項の規定により、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣の認可を受ける必要がある。

(2) 変更内容（案）

①資本金の変更（第18条関係）

県が法人設立の日以後出資した財産について、県が評価した価額により資本金を増加することを規定するとともに、当該財産のうち土地及び建物については、別表第1及び別表第2に掲げることとする。

②別表1の変更

今回出資する財産である土地について、別表第1に追加する。

(3) 施行日

総務大臣の認可のあった日

※新旧対照表

変更後	変更前
地方独立行政法人秋田県立病院機構定款	地方独立行政法人秋田県立病院機構定款
第3章 資本金等	第3章 資本金等
第18条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる額とする。 <u>ただし、秋田県が法人の設立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として秋田県が評価した価額により資本金を増加するものとする。</u>	第18条 法人の資本金は、法第67条第1項の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる額とする。
2 秋田県からの出資に係る財産のうち土地及び建物は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。	2 <u>法第67条第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。</u>
附 則 この定款は、法人の設立の日から施行する。	附 則 この定款は、法人の設立の日から施行する。
附 則 <u>この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。</u>	

別表第1 (第18条関係)

資産の種別	施設	所在地	地目	地積 (㎡)
土地	脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町4番109	宅地	14,092.28
		秋田市広面字釣瓶町100番2	宅地	3,205.62
		秋田市広面字釣瓶町98番5	用悪水路	25.00
		秋田市広面字家ノ下4番2	宅地	991.53
		秋田市千秋久保田町4番163	宅地	1,308.71
		秋田市千秋久保田町4番172	宅地	3,846.69
		リハビリテーション・精神医療センター	(略)	(略)

別表第2 (略)

別表第1 (第18条関係)

資産の種別	施設	所在地	地目	地積 (㎡)
土地	脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町4番109	宅地	14,092.28
		秋田市広面字釣瓶町100番2	宅地	3,205.62
		秋田市広面字釣瓶町98番5	用悪水路	25.00
		秋田市広面字家ノ下4番2	宅地	991.53
	リハビリテーション・精神医療センター	(略)	(略)	(略)

別表第2 (略)